

会員管理及び会費納入規程

(目的)

第1条 本規程は、日本歯科技工士連盟（以下、「本連盟」という。）の日本歯科技工士連盟規約（以下、「連盟規約」という。）第2章の規定に基づき、歯科技工士有資格者会員（以下、「会員」という。）及び歯科技工士による保健貢献に賛同し支援する賛助会員（以下、「賛助者」という。）における入退会及び異動等についてその手続きを定めるとともに、会員及び賛助者（以下、「会員等」という。）が有する権利並びに本連盟に納入する会費額及び納入方法等について明示し、もって適正な会費管理を行うことを目的とする。賛助者は、毎年12月の現況を翌年1月末までに更新手続きを行う。

(会費の額)

第2条 連盟規約第8条における本連盟の会費は、会員は月額400円とする。

2 前項にかかわらず永年の会務尽力の功労を謝し敬意を表するため、連盟規約第6条の会員のうちから引き続き在籍25年以上かつ当年4月から翌年3月末日までに満70歳に到達する者を連盟終身会員とし、その会費は年額1,000円とする。また、満60歳時点で引き続き15年以上かつ歯科技工を業として行わない満60歳以上満70歳未満の当該会員の申請により、地域組織連盟及び本連盟役員会が承認した場合には、その対象者を准終身会員とし、その会費も年額1,000円とする。ただし、そのことにより会員としての権利を失うことはない。

3 会員が既納の会費及びその他の拠出金品は、事務的に誤って過納された場合のほかこれを返還しない。

(会費等の納入方法及び納期)

第3条 会費は、原則として、役員会が別に定める預金口座振替等方法により期日までに納入しなければならない。

2 新入会員は、入会日の属する月度分会費を入会日の翌月末日までに納入することとする。

3 特段の事情により前2項によることができない場合には、当該会員は所属の連盟規約別表に定める本連盟の支部（以下、「地域組織連盟」という。）を通じて会費を納入するものとする。

4 負担金の金額、納入期日及び納入方法は評議員会においてこれを決定する。

5 会員のうち特別な事情のある者について、地域組織連盟から申し出のあったときは、役員会の決定により、前項の会費及び負担金を減免することができる。

(入会の申込み)

第4条 本連盟の入会を希望する者は、本連盟所定の入会申込書に記入捺印し、当該地域組織連盟を経由して本連盟へ提出するものとする。

2 入会日は、本連盟が入会申込書を受理した日とする。

(地域内異動)

第5条 会員は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに本連盟所定の変更届に記入捺印し、所属の地域組織連盟を経由して本連盟に提出するものとする。

(地域外異動)

第6条 会員が地域組織連盟の所属を変更する場合には、異動元の地域組織連盟は本連盟所定の転出転入届を本連盟へ送付しなければならない。

2 本連盟は、会員の転出転入届を受理したときは、速やかに転出転入届の副本を異動先の地域組織連盟へ送付するものとする。

(退会等手続き)

第7条 会員は、退会する場合、本連盟所定の退会届に記入捺印し、所属の地域組織連盟を経由して本連盟へ提出するものとする。なお、その会員が紹介する賛助者も退会とする。

2 前項による退会日は、退会届が本連盟に到着した日とする。

3 会員が死亡した場合には、その遺族が第1項に準じ届け出るものとする。

4 退会者は退会日の属する月度分まで会費を支払わなければならない。ただし、年払制の会費は退会日の属する年度分まで支払うものとする。

5 地域組織連盟は、会員が連盟規約第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき又は会員の所在が不明となったときは、本連盟所定の除籍通知書により本連盟にその者の除籍を求めることができる。

6 前項の処理により除籍された者が、滞納した会費を添えて1年以内に復籍を申し出たときは、これを認める。ただし、除籍期間中の会員の諸権利を行使することはできない。

(会員等への提供)

第8条 本連盟は、会員等における次の内容を提供する。ただし、会員等により、その提供範囲及び受領内容等が異なる場合がある。

(1) 広報紙その他刊行物の受領

(2) 本連盟ホームページ等の閲覧

(3) 郵便、ファクシミリ、電子メール等による本連盟活動等情報の入手

(4) 本連盟が実施する調査・研究事業に関する資料、報告書等の入手

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の議決による。

附 則

1. 本規程は、平成23年9月18日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、平成24年4月1日から施行するものとする。

附 則

1. 本規程は、平成24年3月17日から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成29年3月18日から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成31年(2019年)1月1日から施行する。

附 則

1. 本規程は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。